

人材紹介サービス手数料に関する覚書

〇〇〇〇株式会社（以下「甲」という）と 株式会社アパーソン（以下「乙」という）とは、2023 年〇月〇日付で締結した業務委託基本契約書（以下「原契約」という。）に基づき、乙の実施した人材紹介の手数料について、下記のとおり定めるものとする。

第1条

甲が乙に支払う人材紹介手数料について、次のとおり定めるものとする。なお下記の紹介料金には消費税額は含まれないものとし、別途法定の消費税を甲は乙に支払うものとする。

2023 年 〇月〇日入社 「〇〇 〇〇」 ¥ 円

第2条

乙は、前条にて定める被採用者が甲への入社後に、自己都合もしくは甲の就業規則で規定する事由により懲戒解雇となった場合には、下記の定めに従い、紹介手数料の一部を甲に返金するものとする。但し、被採用者の責に因らない解雇、甲に起因する退職、被採用者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他乙の免責が妥当と判断される事由の場合は、この限りではないものとする。

【返金規定】

- ・入社後 1 ヶ月以内に退職した場合は人材紹介手数料の 50%を返金する
- ・入社後 3 ヶ月以内に退職した場合は人材紹介手数料の 25%を返金する

第3条

本覚書に関し、疑義が生じた場合および本覚書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議の上、解決にあたるものとする。

この覚書を証するため、本書二通を作成し、甲・乙各一通を保有する。

2023 年 〇月〇日

(甲)

(乙) 大阪府中央区難波 5-1-60

なんばスカイオ 27 階

株式会社アパーソン

代表取締役社長 小林祐貴